

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書

平成 27 年 4 月 22 日

一般社団法人 日本共済協会 生活協同組合委員会

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書

目次

<p>(総則)</p> <p>第1条 実務指針要領 1</p> <p>第3条の3 意見書の監事への通知 1</p> <p>第4条 監事との協力 1</p> <p>第5条 実務指針要領の改定 1</p> <p>(法第50条の12第1項第1号の確認)</p> <p>第6条 責任準備金 2</p> <p>第7条 責任準備金積立の確認 2</p> <p>第8条 1号収支分析の実施 2</p> <p>第9条 確率論的1号収支分析 2</p> <p>第11条 1号基本シナリオ 2</p> <p>第12条 責任準備金に関する意見書記載事項 4</p> <p>(法第50条の12第1項第2号等の確認)</p> <p>第15条 公正・衡平な割戻し 8</p> <p>第16条 公正・衡平な割戻しの確認 8</p> <p>第17条 組合の割戻可能財源の確認 翌期割戻所要額 8</p> <p>第18条 組合の割戻可能財源の確認 全件消滅ベース 8</p> <p>第19条 健全性維持の確認 9</p> <p>第20条 共済事業単位の割戻可能財源の確認 9</p> <p>第21条 アセット・シェアと代表契約の選定 9</p> <p>第22条 当年度末アセット・シェアの確認 9</p> <p>第23条 将来のアセット・シェアの確認 10</p> <p>第24条 割戻しに関する意見書記載事項 10</p>	<p>(法第50条の12第1項第3号の確認)</p> <p>第25条 財産の状況の確認 11</p> <p>第26条 事業継続基準の計算 11</p> <p>第27条 3号収支分析の実施 11</p> <p>第28条 3号基本シナリオ 11</p> <p>第29条 事業継続基準に関する意見書記載事項 12</p> <p>第31条 支払余力総額 13</p> <p>第32条 3号の2収支分析の実施 13</p> <p>第34条 3号の2基本シナリオ 14</p> <p>第35条 共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限の算定 14</p> <p>第36条 リスク合計額 14</p> <p>(意見書)</p> <p>第38条 意見書の記載総論 16</p> <p>第39条 法第50条の12第1項第1号に関する意見書の記載 ... 16</p> <p>第40条 法第50条の12第1項第2号等に関する意見書の記載 17</p> <p>第41条 法第50条の12第1項第3号に関する意見書の記載 ... 17</p>
---	---

一般社団法人 日本共済協会 生活協同組合委員会

平成19年 2月 8日制定
 平成22年 3月11日改正
 平成25年 4月15日改正
 平成27年 4月22日改正

(総則)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
第1条 (実務指針要領)	<p>① この実務指針要領解説書は、実務指針要領の解釈について補足的に説明を加えるものである。</p> <p>② 実務指針要領及び実務指針要領解説書において、「法第○条」とあるのは、消費生活協同組合法第○条を意味し、「規則第○条」とあるのは、消費生活協同組合法施行規則第○条を意味し、「規程第○条」とあるのは、消費生活協同組合法施行規程第○条を意味し、「告示第○条」とあるのは、平成21年10月15日厚生労働省告示第445号「消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準」第○条を意味するものとする。また、単に、「○条」とあるのは、実務指針要領第○条を意味するものとする。</p> <p>第2項 実務指針要領は、生協委員会が、実務指針等検討委員会に依頼して共済計理人が、法第50条の12第1項に規定された共済計理人の確認業務を遂行する際の基準である法令及び告示を前提に、共済計理人としてなすべきと考えられている「その他実務として適切と認められる共済の数理の方法」として示したものであり、また、共済計理人の確認業務が法令、告示及びこの実務指針要領に基づいて行われた場合、共済生協として、共済計理人の職務は果たされたものとする。</p> <p>第3項 共済計理人が、実務指針原則に基づき、自らの判断で確認業務を行うことができる。</p>
第3条の3 (意見書の監事への通知)	第3条の3中「監事」には、監事(会計監査人監査組合(規則第72条第1項に規定する会計監査人監査組合をいう。)にあっては監事及び会計監査人)のほか、会計監査人の委託を受けたコンサルティング・アクチュアリー等を含む。
第4条 (監事との協力)	<p>① 共済計理人は、意見書及び附属報告書を作成する際に、必要があれば、監事に対して、情報の提供を要請しなければならない。</p> <p>② 共済計理人は、監事に意見書及び附属報告書の内容を通知した後に、監事から当該資料及びこれらに関する情報の提供について要請があった場合は、すみやかにこれを提供しなければならない。</p>
第5条 (実務指針要領の改定)	共済計理人の確認に関する状況を毎年調査・検証し、この状況を踏まえ、事業環境の変化を勘案して、実務指針要領改定の必要性の確認を速やかに行う。

(法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号の確認)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
第 6 条 (責任準備金)	責任準備金中の共済掛金積立金は、「現時点で予測される合理的なリスク」(いわゆる reasonable risk) を担保するものであり、「合理的なリスクを超えるリスク」(いわゆる plausible risk) は、責任準備金中の異常危険準備金、価格変動準備金などのソルベンシー・マージンの構成項目により担保する。
第 7 条 (責任準備金積立の確認)	第 2 項 ① 責任準備金は、共済掛金積立金、未経過共済掛金、異常危険準備金から構成されるが、1 号収支分析は、原則として共済掛金積立金の十分性を確認するものであり、未経過共済掛金、異常危険準備金については、規則第 179 条に基づき、適正に計算され、積み立てられていることを確認しなければならない。 ② 1 号収支分析による共済掛金積立金の確認に際して、年払契約や前納契約が多い場合など、未経過共済掛金の将来の収支への影響が大きいと共済計理人が判断する場合には、1 号収支分析の対象に未経過共済掛金を加えることができる。 第 3 項 1 号収支分析は、厚生労働大臣の認可に基づく責任準備金の積立を、将来にわたって維持できるかどうかを判断するものである。 第 4 項 第 7 条第 4 項各号の条件に合致する共済契約としては、以下のものが挙げられる。 イ. 共済掛金積立金を積み立てることを要しない共済契約 ● 火災共済、自動車共済、団体定期生命共済などの共済期間が 1 年以下である共済契約 ロ. 共済事業規約において、組合が責任準備金及び共済掛金の計算の基礎となる係数を変更できる旨を約してある共済契約 ● 団体年金共済などの共済契約
第 8 条 (1 号収支分析の実施)	第 1 項 ① 1 号収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、資産と負債のマッチングを把握するものである。 ② 1 号収支分析には、すでに締結されている共済契約だけでなく、将来締結される共済契約(推定)も含めて実行する方式(以下「オープン型の将来収支分析」という。)と、すでに締結している共済契約のみで実行する方式(以下「クローズド型の将来収支分析」という。)があるが、組合の保有する契約や資産の状況等に応じて、オープン型又はクローズド型のいずれか、共済計理人が適切であると判断する方式を用いることとする。 ③ 1 号分析期間は少なくとも 10 年であるが、共済計理人は、必要に応じて、より長い 1 号分析期間を設定することができる。 第 2 項 複数の共済事業をまとめて 1 号収支分析を行う場合として、例えば、一般に契約量も少なく、全体収支に及ぼす影響が小さい共済事業においては、他の適当な共済事業とまとめて、1 号収支分析を行う場合等が挙げられる。
第 9 条 (確率論的 1 号収支分析)	第 1 項 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいう。
第 11 条 (1 号基本シナリオ)	決定論的 1 号収支分析においては、シナリオを決定する各要素の相関性(例えば、金利と共済契約の継続率との相関関係など)、将来の事業の運営方針の変更、新契約進展率の変動などによる影響を、必ずしも反映しなくてもよい。 第 1 号

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>① 実務指針要領に規定する決定論的 1 号収支分析における金利シナリオについて、現在の無リスク利回り（長期国債応募者利回り）が、現在の標準利率（「現在の標準利率」とは、第 11 条第 12 号）とほぼ同水準であるか、あるいは、現在の無リスク利回りが、現在の標準利率を下回る場合は、第 11 条第 1 号に定める金利シナリオの他に、参考として、次の金利シナリオについて、決定論的 1 号収支分析を行わなくてはならない。</p> <p>ハ、無リスク利回りが即時に 10%低下（例えば、現在の無リスク利回りが 2%の場合は 1.8%に低下）し、以降は一定で推移する。</p> <p>② 決定論的 1 号収支分析は、原則として、告示に規定する金利シナリオ 2 種類を用いて行う。</p> <p>③ 利息配当金収入の反映においては、決定論的 1 号収支分析を行う共済事業の有利子負債占率を考慮し、利回りを計算することができる。これも 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなくてはならない。</p> <p>第 4 号 外貨建資産の資産運用収益の「その他、合理的な方法」とは、ニューマネー（新たに収入される共済掛金及び資産運用収益等により、前年度末よりも増加した分の資産を「ニューマネー」という。なお、前年度末よりも資産が減少している場合は、ニューマネーはないものとする。以下同じ。）については、すべて、長期国債（国内）に投資したものとし、オールドマネー（ニューマネー以外の資産を「オールドマネー」という。以下同じ。）については、当該資産の運用収益をそのまま収入とする（為替の換算率は直近のものを使用する）方法である。</p> <p>第 5 号、第 6 号、第 7 号 新契約の共済事業構成比、共済契約の継続率、共済事故の発生率のシナリオの中で「原則として」とあるのは、例えば、以下のようなときには、共済計理人の判断により、原則と異なるシナリオを設定する方が適正な場合があるからである。なお、原則と異なるシナリオを設定した場合も 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなくてはならない。</p> <p>イ、新契約の共済事業構成比について、共済事業の推進停止が決定しているときに、その旨を翌年度以降の共済事業構成比に反映する場合、あるいは、新共済事業の実施が予定されているときに、現行共済事業からの振り代わりを適切に反映する場合</p> <p>ロ、共済契約の継続率について、共済契約の継続率の属性の類似した複数の共済事業は、共済契約の継続率を区分しない場合</p> <p>ハ、共済事故の発生率について、阪神・淡路大震災のような巨大リスクによる共済事故発生分について、除外する場合</p> <p>ニ、その他、これに準ずる場合</p> <p>また、共済契約の継続率、共済事故の発生率については、共済事業及び経過年数ごとに設定することを原則とするが、経験データが乏しい場合（あるいは、経験データがない場合）等にあつては、複数の類似する共済事業についてまとめる、経過年数について 5 年ごと等にまとめる、他の類似した共済事業の経験データを用いる、国の統計を使用する等、合理的な方法も認められる。</p> <p>第 8 号 事業経費のシナリオの中で、「原則として」とあるのは、共済事業ごとに、事業経費率が、直近年度の水準のまま、維持されることとして設定する方法等、他の合理的な方法も認められるからである。</p> <p>これも 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなくてはならない。</p> <p>第 9 号 資産配分等資産運用の状況の合理的なシナリオとは、以下の通りとする。</p> <p>(1) ニューマネー 次のイ、ロ、ハのいずれかのシナリオを設定する。</p> <p>イ、直近年度の資産投資割合で資産配分する（ただし、直近年度のニューマネーの資産投資割合が特殊であり、将来にわたり、この資産投資割合を継続するというシナリオが適当でない場合は、直近のオールドマネーの資産構成比で、ニューマネーを投資するとしたシナリオを用いることができる）</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>ロ. すべて、長期国債（国内）に投資する ハ. 直近年度に投資した国債（国内）のデュレーションに応じて、国債に投資する</p> <p>(2) オールドマネー 直近の資産構成比が、そのまま維持されるものとするが、オールドマネーのうち、満期償還等による再投資分については、ニューマネーに準じる方法、又は、償還前の資産と同様の資産への再投資として、シナリオを設定する。</p> <p>第 10 号 ① 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいう。 ② 割戻金のシナリオの中で、「原則として」とあるのは、以下の取扱いが認められるからである。 これも 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなくてはならない。 イ. 利差利回りの低下に相当する利差割戻率の引き下げを織り込むこと ロ. 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補する共済にあつては、共済事故の発生率の変動に相当する危険差割戻率の調整を織り込むこと ③ 一方、消滅時割戻しについては、評価差額金や責任準備金以外の準備金など将来収支分析において考慮しない財源から発生する部分は、将来の収支に反映しないものとする。ただし、例えば、消滅時割戻しとして死差益を還元している場合など、責任準備金に対応する資産から発生する部分があれば、将来の収支に反映するものとする。</p> <p>第 11 号 価格変動準備金、異常危険準備金のシナリオの中で、「原則として」とあるのは、以下の取扱いが認められるからである。 これも 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなくてはならない。 イ. 外貨建資産の資産運用収益について、長期国債応募者利回りの水準と見做した場合において、当該外貨建資産について、円建債券と見做した価格変動準備金の繰入基準を適用すること ロ. 1 号分析期間の中で、危険差損が発生した年度において、異常危険準備金を繰り入れないこと</p> <p>第 12 号 ① 「1 号分析期間の期初において既の実施している事業の運営方針の変更」とは、共済掛金率の改定・諸利率の改定等、期初において実現が確定しているものを指す。資産運用方針の変更や事業経費の削減等については、期初時点では実現の可否が確定していないため、反映してはならない。 ② 法令については、1 号分析期間の期初までに成立し、1 号分析期間の期初以降に施行されるものは、これを反映することとする。ただし、標準利率については、1 号分析期間の期初においては変更を反映するが、1 号分析期間中は金利シナリオによらず一定で推移するものとする。</p> <p>第 5 号～第 11 号 告示第 6 条第 2 項第 2 号では、直近年度の実績値、又は直近年度を含む過去 3 年以上の平均値に基づいた合理的なものであることとされている。</p>
<p>第 12 条 （責任準備金に関する意見書記載事項）</p>	<p>第 1 項 ① 追加的な責任準備金を積み立てる方法には、例えば以下の 2 方式が考えられる。 イ. 現時点で積み立てている責任準備金に、不足相当額を実額で積み立てる方法（実額積立方式） ロ. 積立対象となる共済契約を特定し、当該共済契約の予定利率・予定死亡率等を変更し、現時点で積み立てている責任準備金を引き上げることによって積み立てる方法（基礎率変更方式） イ・ロいずれの場合においても、洗替方式（第 7 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、翌年度以降の 1 号収支分析において、追加的な責任</p>

準備金を除いて1号収支分析を行う方式)・切放方式(翌年度の1号収支分析において、追加的な責任準備金を含めた1号収支分析を行う方式)の2方式が考えられるが、いずれの方法で1号収支分析を行うこともできる。

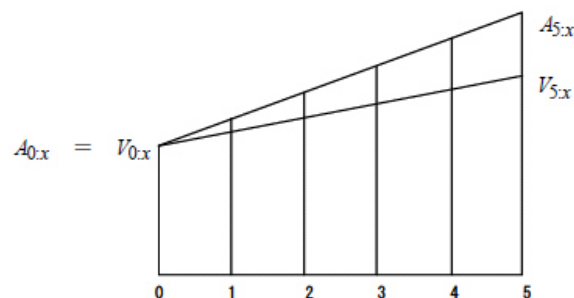
- ② 責任準備金不足相当額の積立は、共済事業毎に行うことを原則とするが、共済計理人が複数の共済事業について、リスクや収支の構造などに著しい相違がないと判断する場合は、これらの共済事業を合算して、責任準備金不足相当額の積立の必要性を判断することができる。この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。

第2項

- ① 1号収支分析による不足相当額の把握は、共済事業毎に、現時点において、責任準備金 (V) = 対応資産 (A) とし、以下のステップに従い行う。

- (1) 各共済事業について、それぞれのシナリオでの $A_{t,x}$ (x 番目のシナリオにおける t 事業年度末の責任準備金対応資産) を以下の通り定める。

$$A_{t,x} = A_{t-1,x} + \text{当該共済事業の収入} - \text{当該共済事業の支出}$$



- (2) 確率論的1号収支分析では90%以上のシナリオ、決定論的1号収支分析ではすべてのシナリオにおいて、以下の通り、最初の5年間の事業年度末において、 $A_{t,x}$ が $V_{t,x}$ (x 番目のシナリオにおける t 事業年度末 ($t \leq 5$) の責任準備金) 以上であることが確認されれば、責任準備金の積み増しは不要となる。

$$\min_{t,x} \{V_{t,x} - A_{t,x}\} \geq 0$$

- (3) 上記の(2)が満たされない場合は、責任準備金の積み増しが必要である。確率論的1号収支分析では、シナリオ毎に次の額を計算し、最大値から上位10%のシナリオを除いたもののうちの最大値を責任準備金不足相当額とする。

$$\max_t \left\{ (V_{t,x} - A_{t,x}) / \prod_t (1 + i_{t,x}) \right\}$$

決定論的1号収支分析においては、次の額を責任準備金不足相当額とする。

$$\max_{t,x} \left\{ (V_{t,x} - A_{t,x}) / \prod_t (1 + i_{t,x}) \right\}$$

ここで、 $i_{t,x}$ とは、 x 番目のシナリオにおける t 事業年度 ($t \leq 5$) の設定金利とする。

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>第3項</p> <p>① 事業の運営方針の変更について、「ただちに行われるものでなくてはならない」とあるのは、以下の通りである。</p> <p>イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済事業の割戻率の引き下げ ……………直近年度から実施する、割戻率の引き下げ（ゼロまで可） なお、割戻率は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻率をいう。</p> <p>ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制 ……………直近年度の翌事業年度から実施する、業務効率化の予測に基づいたコストの低減など</p> <p>ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し ……………直近年度の翌事業年度から実施する、市場性資産の占率の引き下げ、直利中心のポートフォリオへの組み替えなど</p> <p>ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制 ……………直近年度の翌事業年度からの、損失が発生している共済事業又は損失の発生が予想される共済事業の推進抑制又は推進停止など</p> <p>ホ. 今後締結する共済契約における表定掛金の引き上げ ……………ただちに実施される、共済事業の種類のうち全部又は一部における予定利率の引き下げ、予定死亡率・予定事業費率の引き上げ等</p> <p>② 意見書には、事業の運営方針の変更の内容を記載する場合は、その事業の運営方針の内容、数値を具体的に記載すると共に、附属報告書に、その事業の運営方針の変更が実現された場合の効果について、数値を記載しなくてはならない。 例えば、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げを行う時は、</p> <p>イ. どの共済事業について、割戻率をどれだけ引き下げるか（意見書に記載）</p> <p>ロ. その結果、責任準備金不足相当額がどれだけ解消するか（附属報告書に記載）</p> <p>等、具体的な数値を含めて、記載する。 また、事業の運営方針の変更を行う旨を意見書に記載する場合は、これを織り込んで、再度、1号収支分析を行うこととなるので、附属報告書には、事業の運営方針の変更を織り込んだ1号収支分析の結果を記載し、この1号収支分析では、責任準備金不足相当額が解消されている（追加的な責任準備金を一部積み立てる場合は、追加的な責任準備金積立分を除いた責任準備金不足相当額が解消されている）ことを示さなくてはならない。</p> <p>③ ただし、金利が低下するシナリオに基づき1号収支分析を行った場合において、利差利回りの低下に相当する利差割戻しの引き下げを織り込んだことにより、責任準備金不足相当額が発生しなかった場合については、事業の運営方針の変更とは見做さず、従って、意見書に記載することは必要としない。</p> <p>第5項 「事業の運営方針の変更が実現されなかった場合、その原因は何か」「事業の運営方針の変更が実現されなかった場合、これらの事業の運営方針の変更について、今後、どのように対応するか」を記載する場合は、共済計理人は、組合に対して、これらに関する説明を求め、組合の説明を踏まえた上で、記載しなくてはならない。また、組合に説明を求めたにもかかわらず、組合から、その説明を受けられなかった場合には、その旨を記載しなくてはならない。</p> <p>第6項</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	追加的な責任準備金を取り崩す場合（共済事故の発生率が変動（例えば、死亡率が改善）したため、以前に積み立てた追加的な責任準備金が不必要になった場合等）は、取崩し後の責任準備金の積立額をもとに1号収支分析を行い、将来において責任準備金に不足が生じないことを附属報告書に記載しなければならない。

(法第 50 条の 12 第 1 項第 2 号等の確認)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
<p>第 15 条 (公正・衡平な割戻し)</p>	<p>第 1 項 公正かつ衡平な割戻しを実現するには、割戻率・割戻所要額を定める以前に、責任準備金が適正に積み立てられており、必要な内部留保が行われていることが、必要不可欠である。</p> <p>第 2 項 利用分量割戻しの公正・衡平性について、法令及び告示では規定されていないが、契約者割戻しと同様とすることが望まれるため、実務指針要領としては契約者割戻しと同様としている。</p>
<p>第 16 条 (公正・衡平な割戻しの確認)</p>	<p>第 1 項 ① 共済計理人は、責任準備金に関する意見書に基づき責任準備金の積立を行ったと仮定し、組合の健全性の水準を考慮した上で、割戻しの公正・衡平の確認を行わなければならない。</p> <p>第 2 項 利用分量割戻しの公正・衡平性の確認について、法令及び告示では規定されていないが、契約者割戻しと同様に確認することが望まれるため、実務指針要領としては契約者割戻しと同様としている。</p> <p>第 3 項 当年度の割戻財源の全額が単年度の成果によるものとは限らないことから、その全額を単年度の貢献度に応じて各契約に割り振ることは必ずしも適正とは言えない場合があり、過去から累積された各契約の貢献度を把握する必要がある。そのため、原則として、アセット・シェアの手法に基づき、割戻しが公正かつ衡平であることを確認することが必要である。</p> <p>第 5 項 ① 共済事業規約などで特別な割戻方式を定めている場合には、実務指針要領に記載されている確認方法と異なる方法を用いて、割戻しの公正・衡平を確認することも認められる。 ② 団体生命共済などについては、アセット・シェアによる検証の対象外とする。</p>
<p>第 17 条 (組合の割戻可能財源の確認 翌期割戻所要額)</p>	<p>第 1 項 利用分量割戻しを行い、利用分量割戻準備金を積み立てている場合には、組合の翌期利用分量割戻所要額が、割戻準備金繰入額と割戻準備金中の未割当額の合計額以下であることを確認するものとする。</p> <p>第 2 項 ① 「組合の翌期契約者割戻所要額」及び「組合の翌期利用分量割戻所要額」中の「翌年度中に満期等により支払いが見込まれる契約に対する通常割戻し」とは、満期到来などに伴う通常割戻金の支払について、過去の実績などから合理的に予測される金額である。また、消滅時割戻しは、共済事故発生、満期到来、解約・失効などに伴う消滅時割戻しの支払について、過去の実績などから合理的に予測される金額である。 ② 第 17 条第 2 項の消滅時割戻しには、契約の消滅時に支払われる割戻し以外に、例えば、終身共済の共済掛金払込満了時に支払われる割戻し、個人年金共済の年金開始時に支払われる割戻し等も含まれることとする。</p>
<p>第 18 条 (組合の割戻可能財源の確認 全件消滅)</p>	<p>第 1 項 ① 割戻率が決定すると、組合はその支払を保証することとなる。このため、割戻支払が最大限度まで発生した場合の財源の裏付けを確認することが必要であり、全件消滅時の割戻所要額のチェックを行わなければならない。</p> <p>第 2 項</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
ベース)	<p>① 全件消滅時の割戻所要額は、全契約が年間を通じ一様に消滅すると仮定した場合における消滅時割戻しと、通常割戻しの合計額である。</p> <p>② 全件消滅したと仮定した場合の消滅時割戻しは、解約・失効などによる契約消滅時に支払う消滅時割戻しと共済事故発生、満期到来による契約消滅時に支払う消滅時割戻しの金額が異なる場合には、いずれか大きい額を用いなければならない。</p> <p>第3項</p> <p>① 「ネット有価証券含み損」とは、有価証券のうち「金融商品に係る会計基準」において時価評価を適用しないものについて、その含み損益の合計額がマイナスとなった場合の、当該マイナスの額である。</p>
第19条 (健全性維持の確認)	<p>① 「組合の健全性の基準を維持するために必要な額」とは、共済計理人が規程第4条の2に定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を参考に、経営状態などを考慮して定めるものとする。</p> <p>② 利用分量割戻しを行っている組合については、「翌期割戻所要額」とは、翌期契約者割戻所要額及び翌期利用分量割戻所要額の合計額をいう。</p>
第20条 (共済事業単位の割戻可能財源の確認)	<p>① 共済事業の財源確認は、第17条又は第18条に規定する組合全体の割戻財源の確認と同様の考え方にに基づき行う。</p> <p>② 利用分量割戻しを行い、利用分量割戻準備金を積み立てている場合には、組合の翌期利用分量割戻所要額が、割戻準備金繰入額と割戻準備金中の未割当額の合計額以下であることを確認するものとする。</p>
第21条 (アセット・シェアと代表契約の選定)	<p>第2項 アセット・シェア方式は、モデル契約の設定などにより、共済契約の組合資産に対する貢献度を評価する手法であり、割戻しの公正・衡平性の確認に際しては、代表契約についてアセット・シェアを計算する。</p> <p>第3項 代表契約は選定単位毎に一件ずつ、選定単位の収支状況を最も良く反映する契約として、例えば、以下のような基準を考慮して選定する。 イ. 共済掛金の対共済金額比、責任準備金の対共済金額比、費差益発生状況、危険差益発生状況などが、選定単位内の平均から乖離しない契約 ロ. 選定単位内で最も占率の高い契約 ハ. その他共済計理人が合理的かつ適正であると判断した契約</p> <p>第4項</p> <p>① 代表契約は、合理的に決定されるのであれば、実際に当該選定単位に存在する契約ではなくモデル契約としてもよい。</p> <p>② 第21条第4項第2号の「共済事故の種類」としては、普通死亡、災害死亡、生存、疾病入院、災害入院、要介護状態などが挙げられる。</p>
第22条 (当年度末アセット・シェアの確認)	<p>第2項</p> <p>① 当年度末アセット・シェアの確認において、当該契約が翌年度に消滅した場合に支払われる消滅時割戻しは、解約・失効などによる契約消滅時に支払う消滅時割戻しと保険事故発生、満期到来による契約消滅時に支払う消滅時割戻しの金額が異なる場合には、いずれか大きい額を用いなければならない。</p> <p>② 第22条第2項はアセット・シェアの一般的な算式を示すものであり、算出過程は、組合の実務形態により、直接実額を把握する場合、対共済金額比率などのレートで把握する場合など異なるものを用いることができる。</p> <p>③ アセット・シェアのパラメータなどの設定に際しては、利源分析等を参考にしたうえで、各組合の経営実態を考慮することとする。</p> <p>④ 共済計理人は、アセット・シェアの計算において使用する費用・収益の項目のうち、按分計算などによりその額又はレートを定めるものについては、必要に応じて合理的な推定値を使用するなどにより、適切に定めなければならない。</p> <p>⑤ 費用・収益の項目の按分計算の基準としては、件数、共済金、危険共済金、責任準備金、共済掛金、付加共済掛金などが考えられる。</p> <p>第3項</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>第 22 条第 3 項第 4 号における、「妥当と考えられる範囲の代表契約において共通の実績を用いることができる」とは、例えば、生命共済契約の死亡率は、終身生命共済、定期生命共済などを合算して把握できるということを示す。ただし、例えば、死亡率は同じでも群団の死亡実績は継続率の差異により異なるなど、他の要素の状況により実績が異なることについて留意が必要である。</p> <p>第 4 項 第 22 条第 4 項に規定するアセット・シェアの初期値の設定については、例えば、以下の方法が考えられる。この際、経過年数によっては、マイナスの初期値が存在し得ることに留意する必要がある。</p> <p>イ. 一定年度まで遡り、組合の実績値を用いて、アセット・シェアを計算する。計算起点における資産の分配はその時点の責任準備金などに比例して行う。</p> <p>ロ. 取得原価ベースの資産額から、資本勘定相当額を控除し、その残額を責任準備金比例で割り当てる。評価差額金については、その時点で消滅した場合の消滅時割戻金額比例で割り当てる。</p>
<p>第 23 条 (将来のアセット・シェアの確認)</p>	<p>第 1 項 ① 代表契約の将来のアセット・シェアの確認においては、消滅時割戻しはアセット・シェアの最終精算であることから確認の対象外とし、通常割戻しが現行水準で継続した場合のアセット・シェアの過不足を確認するものである。</p> <p>② 将来のアセット・シェアを計算する際のシナリオは、割戻し水準の変更が将来の環境の変化を吸収するとの考え方に立ち、あらゆる要素について、原則として現状が維持されることを前提とする。</p> <p>③ ただし、既に事業の運営方針の変更などが示されており、明らかに現在の実績と異なることが予測される場合には、共済計理人の判断により、経費上昇率などのシナリオを変更することができる。</p>
<p>第 24 条 (割戻しに関する意見書記載事項)</p>	<p>第 1 項 第 17 条、第 18 条及び第 19 条に規定する組合全体の財源の確認において、そのいずれかで問題がある場合は、第 20 条に規定する共済事業単位での財源の確認の結果を考慮し、割戻率の引下げが必要である旨、意見書に記載しなければならない。</p> <p>第 1 項、第 2 項 第 24 条第 1 項ただし書又は同条第 2 項ただし書の規定を適用するときは、附属報告書に、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損の額を算入しないものとした場合に、全件消滅ベースの割戻所要額が、割戻可能財源の範囲内であることを、具体的な数値で記載しなければならない。</p> <p>第 2 項 ① 第 20 条に規定する共済事業単位での財源の確認において、現時点における財源が不足していると判断される場合は、原則として、問題のある共済事業の割戻率の引下げが必要である旨、意見書に示さなければならない。</p> <p>② 第 22 条に規定する代表契約の当年度末のアセット・シェアの確認において、著しく問題がある場合には、割戻率の引下げの必要がある旨、意見書に記載しなければならない。</p> <p>③ 第 23 条に規定する代表契約の将来のアセット・シェアの確認において問題がある場合には、割戻率は現時点では問題がなくとも、将来において問題が生じることを示しており、割戻率の引下げの必要がある旨、意見書に記載しなければならない。</p> <p>第 3 項 第 24 条第 2 項に規定する特別な場合とは、例えば以下のような場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 将来、資産内容の改善が十分に見込まれる場合において、第 22 条の確認におけるアセット・シェア計算の際に、その将来の資産内容改善を考慮すると当年度の割戻は「適正」とであると判断できる場合

(法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号の確認)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
<p>第 25 条 (財産の状況の確認)</p>	<p>第 1 項 3 号収支分析では、オープン型の将来収支分析を行うこととする。</p> <p>第 2 項</p> <p>① 事業継続基準が維持できることの確認は、責任準備金が適正に積み立てられていることとの確認とは異なり、組合全体の資産、負債、資本について行うものであり、従って、3 号収支分析は、1 号収支分析と異なり、組合全体の資産、負債、資本について行うこととなる。</p> <p>② 適正な責任準備金の水準は、共済事業によって異なる場合があるが、事業継続基準は、これらに依らず、一律に定められたものである。</p> <p>③ 第 25 条第 2 項第 2 号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」の算出に用いる将来の時点の「共済リスク相当額」の算出は、将来時点の保有契約高や再共済・再保険状況から算出する方法のほか、基準日時点の共済リスク相当額に将来の契約高の変化等から推計して算出する方法とすることができる。なお、契約の変動を考慮する必要性が低い場合には、それらの要素を加味せず基準日時点の共済リスク相当額を用いることもできることとする。</p> <p>④ 第 25 条第 2 項第 2 号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」は、共済計理人が必要と判断する場合は、告示第 9 条第 5 項の規定を適用し、共済リスク及び資産運用リスクに加え、他のリスクに係るリスク相当額も加算して控除する等、第 25 条第 2 項第 2 号に規定する算定方法以外の算定方法を用いることができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、3 号収支分析に代えて、別の方法（3 号収支分析のうち、第 25 条第 2 項第 2 号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」を当該算定方法を用いることにより算定する方法）により確認することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。</p>
<p>第 26 条 (事業継続基準の計算)</p>	<p>① 第 26 条の全期チルメル式責任準備金の計算は、以下の通りとする。</p> <p>イ. 予定死亡率その他の責任準備金の基礎となるべき係数：共済掛金及び責任準備金の算出方法書に定めた係数</p> <p>ロ. チルメル歩合：新契約締結に係る事業経費等を考慮して、合理的に定めた額</p> <p>ハ. チルメル期間：掛金払込期間</p> <p>② 責任準備金の計算においては、全期チルメル式よりも平準純共済掛金式を採用した方がより厳しい確認となるため、事業継続基準に抵触しない場合、共済計理人の判断により平準純共済掛金式により責任準備金を計算しても差し支えない。</p>
<p>第 27 条 (3 号収支分析の実施)</p>	<p>① 3 号収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、組合全体の資産、負債、及び資本のマッチングを行い、事業継続基準が維持できることを確認する。</p> <p>② 3 号収支分析では、すでに締結されている共済契約だけでなく、将来締結される共済契約（推定）も含めて実行する方式（オープン型の将来収支分析）を用いることとする。</p> <p>ただし、翌年度以降の新契約の募集を行わない組合については、当然にクローズド型の将来収支分析が用いられることとなる。</p> <p>③ 3 号分析期間は少なくとも 10 年であるが、共済計理人は、必要に応じて、より長い 3 号分析期間を設定することができる。</p> <p>④ 1 号収支分析は、共済事業毎に行うこととしているが、3 号収支分析は、組合全体について行う。</p>
<p>第 28 条 (3 号基本シナリオ)</p>	<p>第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいい、割戻準備金は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻準備金をいう。</p> <p>第 1 項第 2 号 決定論的 1 号収支分析は、資産の評価について原価法を適用するものとしたが、3 号収支分析は、資産の評価は時価で行う。すなわち、債券については、償還時点に向けて含み損益が変動することを反映しなければならない。</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>第1項第3号 「据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの等」とあるのは、据置割戻金として留保されるもの以外に、新規発生の未割当割戻準備金となるものがあるからである。なお、新規発生の未割当割戻準備金は、プラスの場合とマイナスの場合があるが、マイナスの場合は、割戻準備金の残高の減少要素として扱う。また、割当済未分配割戻準備金（共済掛金月払で割戻相殺契約のもの等において、共済掛金払込期月が未到来であるため、割戻金の一部が未分配となっているもの）については、その影響が大きいと判断される場合は、据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの等を含めて、割戻準備金の残高を計算することとするが、その影響が軽微であると判断される場合には、割当済未分配割戻準備金は発生しない（割戻金は、すべて割戻支払期日に支払われる）こととして、割戻準備金の残高を計算することとする。</p> <p>第1項第3号、第4号 第28条第1項第3号及び第4号に、「原則として」とあるのは、割戻準備金の残高の増減が少ない組合にあっては、第28条第1項第3号及び第4号によらず、直近の割戻準備金残高が、将来にわたり、そのまま推移するものとするのが認められるからである。なお、この場合、割戻準備金繰入額のうち据置割戻金等の割戻準備金として留保されるものの額に、据置割戻しに付される利息の額を加えた額が、据置割戻しから引き出される額に等しいと見なしたこととなる。</p> <p>第1項第5号 責任準備金、価格変動準備金及び契約者割戻準備金を除く負債の中で「原則として」とあるのは、収支の計算において繰入・取崩を行った負債について、当該繰入・取崩額を残高に反映することができることとするからである。なお、当該繰入・取崩額については、過去の実績等に基づき、合理的に見込まなければならない。 また、負債の差異のうち、法令等の変更により臨時的に発生した差異については、法令等に定めるところを下回らない範囲で、経過措置を適用しなければならない。</p>
<p>第29条 （事業継続基準に関する意見書記載事項）</p>	<p>第1項 第29条第1項ただし書の規定を適用するときは、附属報告書に、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損の額を算入しないものとした場合に、事業継続基準不足相当額が解消されていることを、具体的な数値で記載しなければならない。</p> <p>第3項 ① 事業の運営方針の変更について、「ただちに行われるものでなくてはならない」とあるのは、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げ ……直近年度から実施する、割戻率の引き下げ（ゼロまで可） なお、割戻率は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻率をいう。 ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制 ……直近年度の翌事業年度から実施する、業務効率化の予測に基づいたコストの低減など ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し ……直近年度の翌事業年度から実施する、市場性資産の占率の引下げ、直利中心のポートフォリオへの組み替えなど ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制 ……直近年度の翌事業年度からの、損失が発生している共済事業又は損失の発生が予想される共済事業の推進抑制又は推進停止など ホ. 今後締結する共済契約における表定掛金の引き上げ ……ただちに実施される、共済事業の種類のうち全部又は一部における予定利率の引き下げ、予定死亡率・予定事業費率の引き上げ等

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>へ、共済契約において引き受けるリスクの保有及び出再にかかる方針の見直し（実現可能と判断できるものに限る。） ……………直近年度の翌事業年度から実施し、3号収支分析期間において維持可能と想定される、出再額の引き上げなど</p> <p>② 意見書には、事業の運営方針の変更の内容を記載する場合は、その事業の運営方針の内容、数値を具体的に記載すると共に、附属報告書に、その事業の運営方針の変更が実現された場合の効果について、数値を記載しなくてはならない。 例えば、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げを行う時は、 イ. どの共済事業について、割戻率をどれだけ引き下げるか（意見書に記載） ロ. その結果、事業継続基準不足相当額がどれだけ解消するか（附属報告書に記載） 等、具体的な数値を含めて、記載する。 また、事業の運営方針の変更を行う旨を意見書に記載する場合は、これを織り込んで、再度、3号収支分析を行うこととなるので、附属報告書には、事業の運営方針の変更を織り込んだ3号収支分析の結果を記載し、この3号収支分析では、事業継続基準不足相当額が解消されていることを示さなくてはならない。</p> <p>③ ただし、利差利回りの低下に相当する利差割戻率等の引き下げを織り込んだことにより、事業継続基準不足相当額が発生しなかった場合については、事業の運営方針の変更とは見做さず、従って、意見書に記載することは必要としない。</p> <p>第4項 「両者の事業の運営方針の変更が同様の内容である場合、事業の運営方針の変更の幅が大きい方を実施する」とは、例えば、両者の事業の運営方針の変更が、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げを行う場合であれば、割戻率引き下げ幅の大きい方を実施するという意味である。 また、「両者の事業の運営方針の変更が異なる内容である場合、原則として、両方の事業の運営方針の変更を実施する」とは、例えば、一方の事業の運営方針の変更が、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げであり、他方の事業の運営方針の変更が、実現可能と判断できる事業経費の抑制であった場合であれば、割戻率の引き下げと事業経費の抑制の両方を実施するという意味である。なお、「原則として」とあるのは、一方の事業の運営方針の変更（例えば、割戻率の引き下げ）が、他方の事業の運営方針の変更（例えば、事業経費の抑制）より事業運営改善効果が大きいことを示すことができる場合には、前者の事業の運営方針の変更（割戻率の引き下げ）だけを実施することも可とする。</p> <p>第5項 「事業の運営方針の変更が実現されなかった場合、その原因は何か」「事業の運営方針の変更が実現されなかった場合、これらの事業の運営方針の変更について、今後、どのように対応するか」を記載する場合は、共済計理人は、組合に対して、これらに関する説明を求め、組合の説明を踏まえた上で、記載しなくてはならない。また、組合に説明を求めたにもかかわらず、組合から、その説明を受けられなかった場合には、その旨を記載しなければならない。</p>
第31条 （支払余力総額）	第31条第1項各号の手続きは、支払余力総額の算出が適切に行われる態勢が整備されていることを確認することによることができる。 第6号 共済掛金積立金等余剰部分について、計算された結果マイナスとなる場合は、ゼロとする。
第32条 （3号の2収支分析の実施）	第1項 ① 3号の2収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、組合全体の収支残による事業継続基準に係る額の積立てが可能かどうかを把握するものである。 ② 3号の2収支分析では、組合の保有する契約や資産の状況等に応じて、オープン型又はクローズド型のいずれか、共済計理人が適切である

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
<p>第 34 条 (3 号の 2 基本シナリオ)</p>	<p>と判断する方式を用いることとする。</p> <p>第 2 号 ① 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいい、割戻準備金は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻準備金をいう。 ② 共済計理人が合理的と判断できる場合は、3 号の 2 収支分析は、1 号収支分析又は 3 号収支分析と異なるシナリオを設定することができるものとし、これも 3 号の 2 基本シナリオとする。例えば、他の収支分析ではオープン型の収支分析とする一方、3 号の 2 収支分析ではクローズド型の収支分析とした場合、その差異を踏まえた事業経費のシナリオとすることも考えられる。</p> <p>第 4 号 共済計理人は、組合全体で異常危険準備金の積立限度が減少している場合など、合理的と判断できる場合は、価格変動準備金・異常危険準備金等の取崩しができるものとする。 これも 3 号の 2 基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に示さなくてはならない。</p>
<p>第 35 条 (共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限の算定)</p>	<p>第 1 項 3 号の 2 収支分析による共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限の把握は、現時点において、組合全体の事業継続基準に係る額 (V) = 対応資産 (A) とし、以下のステップに従い行う。 (1) 3 号の 2 収支分析のシナリオでの A_t (t 事業年度末の事業継続基準に係る額の対応資産) を以下の通り定める。 $A_t = A_{t-1} + \text{組合全体の収入} - \text{組合全体の支出}$ (2) 3 号の 2 収支分析のシナリオにおいて、以下の通り、3 号の 2 分析期間の事業年度末において、A_t が V_t (t 事業年度末 ($t \leq 5$) の事業継続基準に係る額) 以上であることが確認されれば、共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限はゼロとなる。 $\text{Min}_t (A_t - V_t) \geq 0$ (3) 上記の(2)が満たされない場合は、次の額を共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限とする。 $\text{Max}_t \left\{ (V_t - A_t) / \prod_i (1 + i_t) \right\}$ ここで、i_tとは、t事業年度 ($t \leq 5$) の設定金利とする。 なお、共済計理人が計算した共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限を、組合が算定を行う前に、参考値として組合に提示することも考えられる。</p>
<p>第 36 条 (リスク合計額)</p>	<p>第 36 条第 1 項各号の手続きは、リスク合計額の算出が適切に行われる態勢が整備されていることを確認することによることができる。</p> <p>第 1 号 規則第 166 条の 3 第 1 号に定める額のうち、告示第 4 条の 5 第 1 項第 2 号に定める額の計算において、規程別表第 2 ただし書きに定めるリスクカーブを設定できない種類の共済について正味共済金額及び被災率等に基づいて計算されている場合には、当該計算方法が共済の数理に基づき妥当であるかどうかについて確認することとする。</p>

(意見書)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
第 38 条 (意見書の記載総論)	<p>第 1 項</p> <p>① 第 38 条第 1 項で規定されている意見書の記載事項のうち第 1 号、第 2 号、及び第 7 号は、「責任準備金に関する意見書」「割戻しに関する意見書」「財産の状況に関する意見書」を別に作成する場合には、それぞれに記載しなければならない。</p> <p>② 利用分量割戻しについての確認を実施している場合は、第 4 号に加え利用分量割戻しに関する事項を記載しなければならない。</p> <p>第 2 項</p> <p>第 38 条第 2 項に規定されている事項については、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。 「(なお、) この意見書は最近の状況 (から想定した前提) をもとに作成されたものであり、今後、将来の状況がこの前提と著しく乖離した場合には、この限りではありません。」</p> <p>第 3 項</p> <p>第 38 条第 3 項に規定されている事項については、意見書に記載する必要のある場合には、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。 「(また、) ○○○○の情報が不足しているため、この意見書は一部推測に基づき作成されたものであり、この推測が実際と著しく異なる場合には、この限りではありません。」</p> <p>① ここに示す文言は、例示であって、共済計理人の判断によって、必要に応じて、ここに示す以外の内容を付け加えること、文言の表現を変更すること、この解説書に示す他の文言と重複する文言を省略することが可能である (以下同じ)。</p> <p>② 「○○○○の情報」とは、例えば、不良債権等に関する情報が考えられる。</p>
第 39 条 (法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号に関する意見書の記載)	<p>第 1 項</p> <p>責任準備金に関する意見書においては、責任準備金の確認の範囲及び確認の結果について、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 責任準備金の積立が、適正に行われている場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号に基づく確認を行った結果、平成○年○月○日に保有するすべての共済契約について、責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられていることを確認しました。」</p> <p>(2) 責任準備金不足相当額が発生しており、それに対して追加的な責任準備金を積み立てている場合 「○○共済及び○○共済については、○○○○円の不足額が生じておりますが、○○年度末において当該不足額が積み増されており、責任準備金が適正に積み立てられていると思料いたします。」</p> <p>(3) 責任準備金不足相当額が発生しているが、追加的な責任準備金を積み立てていない場合 「○○共済及び○○共済については、現在の責任準備金の積立水準では不足しており、○○○○円の積み増しを行う必要があると思料いたします。」</p> <p>(4) 事業の運営方針の変更により、責任準備金の不足相当額の積立を全く行わない旨の意見を提出する場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号に基づく確認を行った結果、平成○年○月○日に保有するすべての共済契約について、○○○○ (事業運営の方針の変更) を行った場合には、現在の責任準備金の水準で問題ないと思料いたします。」</p> <p>(5) 事業の運営方針の変更を行っても、なお、責任準備金の積立が、不十分である場合 「○○共済、○○共済、○○共済については、○○○○ (事業の運営方針の変更) を行った上で、責任準備金の不足相当額として、○○○○円を積み立てる必要があると思料いたします。」</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>第2項</p> <p>① 責任準備金が適正に積み立てられていない旨の意見書を提出する場合、及び事業の運営方針の変更により責任準備金の不足相当額に対応する旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② この実務指針要領に準拠した将来収支分析や、その他の方法による分析を行った場合においては、その分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。</p>
<p>第40条 (法第50条の12第1項第2号等に関する意見書の記載)</p>	<p>第1項</p> <p>割戻しに関する意見書においては、契約者割戻し及び利用分量割戻しのそれぞれについて、割戻しの確認の範囲及び確認の結果について、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 問題のない場合 「法第50条の12第1項第2号に基づく確認を行った結果、平成〇年度決算における契約者割戻しが、公正かつ衡平なものであることを確認しました。」 「『実務指針要領』に基づく確認を行った結果、平成〇年度決算における利用分量割戻しが、公正かつ衡平なものであることを確認しました。」</p> <p>(2) 組合全体の割戻財源が確保できていない場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、資産・負債の状況から判断して、割戻水準は過大であると思料いたします。」</p> <p>(3) 特定の共済事業において、割戻財源が確保できていない場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、〇〇共済の共済事業について、対応する資産の状況から判断して、割戻水準は過大であると思料いたします。」</p> <p>(4) 第24条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定を適用する場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、『実務指針要領』に定める割戻可能財源に不足が生じておりますが、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損によるものであり、当該割戻額を支出してもなお十分な流動性資産が確保されていることを条件に、割戻し水準は過大ではないと思料いたします。」</p> <p>(5) アセット・シェアに基づく検証の結果、割戻しが適正でないと判断する場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、〇〇共済及び〇〇共済について、共済計理人の実務指針要領に従ったアセット・シェアに基づく検証を行った結果、公正かつ衡平ではないと思料いたします。」</p> <p>第2項</p> <p>割戻しに関する意見書においては、組合の割戻所要額の確認、共済事業毎の割戻所要額の確認、代表契約のアセット・シェアの確認について記載しなければならないことから、附属報告書では、それぞれに対応した確認方法、使用データなどについて、記載する必要がある。</p>
<p>第41条 (法第50条の12第1項第3号に関する意見書の記載)</p>	<p>第1項</p> <p>① 事業継続基準に関する意見書においては、確認の結果について、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 事業継続基準を維持できる場合 「法第50条の12第1項第3号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成21年10月15日厚生労働省告示第445号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに移った場合には、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、共済業の継続の観点から適正な水準を維持できることを確認しました。」</p> <p>(2) 事業継続基準を維持できない場合</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに移し、かつ、新たな資本調達等の事業の運営方針を実施しなかった場合には、共済業の継続が困難となる可能性があると思料いたします。」</p> <p>(3) 事業の運営方針の変更を行った場合には、事業継続基準を維持できる場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに移し、かつ、新たな資本調達等の事業の運営方針を実施しなかった場合には、〇〇〇〇（事業の運営方針の変更）を行った上で、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、共済業の継続の観点から適正な水準を維持できるものと思料いたします。」</p> <p>(4) 第 29 条第 1 項ただし書の規定を適用する場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに移した場合、実務指針要領第 29 条に定める事業継続基準不足相当額が発生しております。 しかし、当該不足相当額は満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損によるものであり、分析期間を通じて十分な流動性資産が確保されることを条件に、共済事業の継続が困難とはならないものと思料いたします。」</p> <p>② 支払余力比率の確認の結果について、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 支払余力比率が適当な場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づく確認を行った結果、 ○ 法第 50 条の 5 第 1 号に掲げる額は規則第 166 条の 2 の規定に照らして適正であること ○ 法第 50 条の 5 第 2 号に掲げる額は規則第 166 条の 3 の規定に照らして適正であることを確認し、規程第 4 条の 2 の規定に照らして共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当であると確認しました。」</p> <p>(2) 支払余力比率が適当でない場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づく確認を行った結果、 ○ 法第 50 条の 5 第 1 号に掲げる額は規則第 166 条の 2 の規定に照らして適正であること ○ 法第 50 条の 5 第 2 号に掲げる額は規則第 166 条の 3 の規定に照らして適正であることを確認しました。従いまして、規程第 4 条の 2 の規定に照らして共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当でないと思料いたします。」</p> <p>③ 事業継続基準及び支払余力比率の確認について、意見書及び附属報告書を分離して作成することもできるものとする。</p> <p>第 2 項</p> <p>① 事業継続基準が維持できない旨の意見書を提出する場合、及び事業の運営方針の変更により事業継続基準を維持可能とする旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② この実務指針要領に準拠した将来収支分析や、その他の方法による分析を行った場合においては、その分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>第 3 項 支払余力比率が適当でない旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p>